

令和5年度

枝幸町合葬墓建設事業

公募型プロポーザル実施要領



1 事業概要

(1) 事業の名称

令和5年度枝幸町合葬墓建設事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業に供される施設の種類

合葬墓：2基（人骨用1基、ペット用1基）

(3) 事業の目的

本事業は、近年、人口減少に伴う少子化や高齢化に伴って、墓地を継承することが困難となり、墓地に対する社会情勢が変化している中、将来における墓地の管理に不安を抱く町民が増加するなど、墓地に対する新たなニーズに対応するため、公募型プロポーザルによって、民間企業のノウハウと創意工夫を取り入れた公共合葬墓を整備することを目的とする。

(4) 事業内容

本事業は、枝幸町が、枝幸墓園に建設計画している公共合葬墓を事業者が設計・建設するものである。

詳細は、「令和5年度枝幸町合葬墓建設事業仕様書」のとおり

(5) 事業期間

契約締結の日から令和5年9月29日（金）まで

2 整備に要する費用（事業費限度額）

13,000,000円（税込み）

なお、見積書の金額が、整備に要する費用（事業限度額）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者であること。

(1) 令和5年度枝幸町建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、令和5年度枝幸町建設工事等競争入札参加資格者名簿に未登録の者は、次に掲げる書類を提出し、参加資格審査の確認を受けた上で当該プロポーザルに参加することができる。

ア 登記簿謄本または履歴（現在）事項全部証明書（法人）

イ 身分証明書（個人）

ウ 財務諸表等（法人及び個人）

エ 国税、道税及び市町村民税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

オ 合葬墓等の建設実績（過去10年間、任意様式）

- (2) 公示日現在から候補者特定の日まで、枝幸町建設工事等競争入札参加資格者指名停止事務処理要領による指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和5年3月31日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、FAXにより提出すること。
※FAX以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 提出先
13 担当部署（事務局）へ提出すること。
- (4) 回答日：令和5年4月5日（水）
- (5) 回答方法：町ホームページに掲載

5 参加表明手続

- (1) 提出書類 各1部
 - ① 参加意思表明書（様式2号）
 - ② 参加資格審査申請書（様式3号）
 - ③ 誓約書（様式4号）
 - ④ 会社概要書（様式5号）
- (2) 提出期限
令和5年4月10日（月）午後5時までとする。
- (3) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。
- (4) 提出先
13 担当部署（事務局）へ提出すること。
- (5) 参加資格の通知
参加資格審査の結果は、参加表明者にFAX及び郵送で通知する。
通知日：令和5年4月14日（金）

6 企画提案書等の作成及び提出

別紙「令和5年度枝幸町合葬墓建設事業仕様書」の内容を適切に理解したうえで提出すること。

(1) 提出書類及び必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式6）：原本1部

② 実施体制各種調書等：原本1部

ア 技術者の概要（様式7）

イ 再委託調書（様式8）※再委託する場合のみ

ウ 工程表（様式9）

エ 参考見積書

③ 企画提案書：原本1部

ア 様式は自由で、表紙には「令和5年度枝幸町合葬墓建設事業企画提案書」と記載するとともに、提案者名を記載し提案者が押印すること。

イ 大きさはA4判縦とし、表紙、裏表紙を除き20頁以内とする。

ウ A3判を使用する場合は、A4判の大きさに3ツ折りにすること。なお、A3判1頁はA4判2頁として数える。

エ 企画提案は1者1案とする。

(2) 提出期限等

① 提出期限：令和5年4月21日（金）午後5時まで（必着）

② 提出場所：枝幸町民課環境生活係（事務局）

③ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。

7 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 審査

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査基準に基づいて、「令和5年度枝幸町合葬墓建設事業プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査を実施し、高い評価を得た提案者を受注候補者として決定する。

最高得点者が複数の場合は、見積額がより廉価であった提案者を受注候補者とし、さらに見積額が同額であった場合にはクジにより決定する。

選定委員会においてヒアリング審査は実施しないが、必要に応じて参加者に担当部署（事務局）から企画提案書等に対する内容の確認を行う場合がある。

なお、参加資格を有し提出書類に不備がなく、失格要件に該当しない場合は1者でも審査を実施し、評価配点が全配点の60%を満たさなければ受注候補者として決定しない。

(2) 実施日等

審査の実施日は令和5年4月下旬を予定し、詳細の日時及び場所等は別途決定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。

8 審査基準及び配点

以下の審査項目に基づき審査を行う。詳細は別紙「令和5年度枝幸町合葬墓建設事業評価項目、評価基準及び配点」による。

- ・業務の基本方針及び実施スケジュール等
- ・基本構成（地上モニュメント等）の平面図、立面図及びイメージ図
- ・地下カロートの構造及び埋蔵方法
- ・地上モニュメントのデザイン及び材質
- ・合葬墓の耐震性及び耐久性の対策
- ・その他

9 日程

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 公示 | 令和5年3月20日（月） |
| (2) 質問受付締切 | 令和5年3月31日（金）午後5時まで |
| (3) 質問回答 | 令和5年4月 5日（水） |
| (4) 参加表明手続締切 | 令和5年4月10日（月）午後5時まで |
| (5) 参加資格審査結果 | 令和5年4月14日（金） |
| (6) 企画提案書等受付締切 | 令和5年4月21日（金）午後5時必着 |
| (7) 審査 | 令和5年4月下旬 |
| (8) 結果通知 | 令和5年5月上旬 |
| (9) 契約締結 | 令和5年5月中旬 |
| (10) 事業着手 | 令和5年5月下旬 |

10 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

11 契約

候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

その際、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

1 2 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。本事業の候補者特定以外には無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等について、枝幸町情報公開条例（平成 18 年 3 月 20 日条例第 9 号）の規定による請求があった場合は、企画提案書等を作成した方に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。
なお、本プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。
- (6) 本プロポーザルの手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法による。

1 3 担当部署（事務局、提出先、問合せ先）

〒098-5892

枝幸郡枝幸町本町916番地

枝幸町町民課環境生活係 枝幸町合葬墓建設担当者あて

TEL:0163-62-1237 FAX:0163-62-3353